

## ○府中市福祉のまちづくり条例

平成8年6月28日  
条例第19号

私たちのまち府中市は、生活環境に配慮した活力のあるまちとして発展を続けている。

これまでの発展の力は、住み慣れたまちを愛し、豊かな生活と地域社会の向上を求める市民のたゆまぬ努力と熱意によるものである。

福祉のまちづくりの目標は、こうしたすべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境の実現とともに、市民の主体的な参加による物心両面にわたる障壁のない社会を築くことである。

私たち市民は、地域社会の一層の発展に向けて、共に手を携え、高齢者、障害者等にとってやさしいまちが、すべての市民にとってやさしいまちであるという認識に立ち、ここにこの条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者のそれぞれの役割と責務を明らかにし、互いの理解と協力の下に、すべての市民が安全かつ便利に利用することのできる都市施設等の整備を図ることにより、福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 社会連帯の理念に基づき、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できるまちをつくるために、福祉的環境の整備を行うことをいう。
- (2) 福祉的環境の整備 都市施設等の安全かつ便利な利用を確保するため、その構造、設備等について別に定める整備基準に適合させるための適切な措置をとることをいう。
- (3) 事業者 都市施設等を所有し、若しくは管理する者又は新設しようとする者をいう。
- (4) 都市施設等 官公署の事務所、病院、物品販売店、飲食店、銀行、学校、集合住宅、鉄道の駅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用することのできる施設で別に定めるものをいう。
- (5) 特定施設 都市施設等のうち、特に福祉的環境の整備を推進する必要があるもので別に定めるものをいう。
- (6) 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりに努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策の推進に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自ら積極的に都市施設等の福祉的環境の整備に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策の推進に協力しなければならない。

(福祉のまちづくりの総合的な推進)

第6条 市は、市民、事業者、国、東京都等との連携の下に、総合的に福祉のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定する。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策を推進するための重要事項

3 市長は、推進計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ次条に規定する府中市福祉のまちづくり推進審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(福祉のまちづくり推進審議会)

第8条 市の福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進する上で必要な事項を調査及び審議をするため、府中市福祉のまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

3 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査及び審議をする。

- (1) 推進計画に関する事項
- (2) 次条に規定する整備基準に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉的環境の整備に関する基本的事項

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(整備基準の策定)

第9条 市長は、都市施設等の福祉的環境の整備について、事業者の判断の基準となるべき事項(以下「整備基準」という。)を策定しなければならない。

(整備基準への適合努力義務)

第10条 事業者は、都市施設等を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第11条 市長は、都市施設等が整備基準に適合していると認めるときは、当該都市施設等を所有し、又は管理する者に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)を交付することができる。

2 整備基準適合証の交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に対し申請をするものとする。

(届出)

第12条 特定施設の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定施設にする場合に限る。)をいう。以下同じ。)をしようとする者(以下「特定施設建築主」という。)は、別に定めるところにより、特定施設の新設又は改修を計画しようとするときに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、別に定めるところにより、当該変更をする事項に係る部分の変更後の計画の内容を市長に届け出なければならない。

(特定施設建築主に対する指導及び助言)

第13条 市長は、前条の規定による届出があったときは、整備基準に基づき審査し、その特定施設(工事中のものを含む。以下同じ。)について第10条に規定する措置の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定施設の設計及び施工に関する事項について、当該届出をした特定施設建築主に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

(工事完了届等)

第14条 第12条の規定による届出をした者は、特定施設の工事を完了したときは、別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、市長は必要な限度において、当該届出をした者の同意を得て、市の職員に特定施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査をさせることができる。

3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、  
関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。  
(既存特定施設の整備状況の把握等)

第15条 この条例の施行の際、現に存する特定施設(工事中のものを含む。以下「既存特定施設」という。)を所有し、又は管理する者(以下「既存特定施設所有者等」という。)は、当該既存特定施設を整備基準に適合させるための措置の状況を把握するよう努めなければならない。

2 市長は、既存特定施設所有者等に対し、前項に規定する措置の状況について、報告を求めることができる。

3 市長は、既存特定施設について、第1項に規定する措置の的確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、既存特定施設所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(勧告)

第16条 市長は、第12条の規定による届出を行わずに同条に規定する特定施設の新設又は改修に着手した特定施設建築主に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 市長は、特定施設建築主又は既存特定施設所有者等の行う特定施設の新設又は改修に伴って講ずる措置が整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定施設建築主又は既存特定施設所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(特定施設の調査)

第18条 市長は、第14条第2項に定めるもののほか、第13条、第15条第3項、第16条及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、特定施設について調査を行うことができる。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の調査について準用する。

(移動手段の確保)

第19条 市長は、公共交通機関について市民の安全かつ円滑な移動を確保するため必要があると認めるときは、その車両等の構造上の配慮及び運行上の配慮について必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(住宅を供給する者の努力義務)

第20条 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めるものとする。

2 前項に規定する住宅のうち、集合住宅を供給する事業者は、当該集合

住宅の共用部分について、高齢者、障害者等が不自由なく利用できるような整備に努めるものとする。

(普及啓発)

第21条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、これらの者による福祉のまちづくりに関する自発的な活動が促進されるよう福祉のまちづくりに関する啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、前条の福祉のまちづくりに関する市民及び事業者の自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(支援)

第23条 市長は、福祉的環境の整備を行おうとする者に対し、必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市の施設の先導的整備等)

第24条 市長は、福祉的環境の整備を積極的に推進するため、自ら設置する都市施設等について、率先して整備基準に適合するよう努めるものとする。

2 市長は、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)に対し、これらが設置する都市施設等について、整備基準への適合に努めるよう要請するものとする。

(施策の評価及び点検)

第25条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を適正に実施するため、その施策について定期的に評価及び点検をするよう努めなければならない。

(国等との連携)

第26条 市は、福祉的環境の整備を効果的に推進するため、国等との連携に努めるものとする。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成8年9月1日から施行する。ただし、第8条から第18条まで、第20条、第23条及び第24条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

## (1) 条例の対象となる施設

### 都市施設等(整備基準への適合努力が求められる施設)

高齢者、障害者等の自立と社会参加を促進するため、すべての「不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設」を対象とする。

#### 特定施設

都市施設等のうち、特に新設、改修等にあたり整備基準への適合について着工前の届出を求める施設。

高齢者、障害者等の地域における円滑な日常生活を支えていく観点にたちつつ、事業者の負担や実効性の確保にも十分配慮して設定するとともに、届出の項目については建築物の用途及び規模に応じ、きめ細かい適用を行う。

	都 市 施 設 等	特定施設
建 築 物	医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所、薬局
	公益施設	官公庁施設、郵便局、保健所、税務署など
	福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など
	学校等施設	幼稚園、小・中・高校・大学・専修学校など
	集合住宅	共同住宅、長屋、寮、宿舎
	自動車関連施設	自動車教習所
		一般公共駐車場
		自動車修理工場、自動車洗車場、ガソリンスタンド
	公衆便所	公衆便所
	集会施設	冠婚葬祭施設、集会場、公民館など
	物販店	スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど
	飲食店	食堂、レストラン、喫茶店など
	サービス店舗	理髪店、美容室、銀行、クリーニング取次店など
	宿泊施設	ホテル、旅館など
	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場
	文化施設	博物館、図書館、美術館など
	展示施設等	展示場、自動車展示場など
	運動施設	体育館、ボーリング場、水泳場など
	遊興施設	キャバレー、ぱちんこ店、勝馬投票券発売所など
	公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど
	事務所	事務所(他の施設に附属するものを除く)
	工業施設	工場など
	地下街	地下街など
	複合施設	都市施設等の複合建築物
道 路	道路	道路法による道路
公 園	公園、緑地	都市公園、児童遊園など
	庭園	庭園
	動物園、植物園、遊園地	動物園、植物園、遊園地
公共交通施設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留所、バスターミナル
路 外 駐 車 場	路外駐車場で建築物以外のもの	1,000m <sup>2</sup> 超

注意) 特定施設の欄の面積は、建築物にあっては用途に供する部分の床面積、路外駐車場(建築物以外のもの)にあっては駐車の用に供する部分の面積を表します。